



島根労働局発表

平成26年 5月 1日

担

島根労働局労働基準部賃金室

賃金室長 北尾 正樹

室長補佐 石倉 達男

賃金指導官 金坂 正也

当

Tel 0852-31-1158

賃金や業務の改善に取り組む中小企業を応援します

業務改善助成金のご案内

業務改善助成金（中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金）

島根労働局では、賃金や業務の改善に取り組む中小企業を対象に、業務改善助成金の申請の受付を行っています。

業務改善助成金は、中小企業の事業主が、事業場内で最も低い賃金を引き上げる賃金引上計画と労働能率の改善のための設備・器具等の導入などの業務改善を実施した場合に、業務改善に要した経費の2分の1（企業規模30人以下の事業場は4分の3）で、上限100万円（下限5万円）を助成するものです。

中小企業の事業主の方は是非ご利用ください。

1 【業務改善助成金とは】

業務改善助成金制度は、地域別最低賃金の引上げにより大きな影響を受ける中小企業の事業主を支援する目的で、平成23年度に設けられたものです。

業務改善助成金は、事業場内の最低賃金が800円未満で、その方（最も賃金の低い方）の賃金の時間給（時間換算額）を、40円以上引上げる中小企業の事業主（※1）を対象として、賃金引上げに資する業務改善を支援するもので、「賃金引上計画」（※2）と「業務改善計画」（※3）を作成し、両計画を実施した場合に業務改善に要した経費の2

分の1（企業規模30人以下の事業場は4分の3）で、上限100万円（下限5万円）を助成するものです。業務改善に要した経費の下限額は10万円です。

※1 対象事業主：

（注）中小企業事業主の範囲は、次の表の「業種」に応じて「資本金の額又は出資の総額」又は「常時使用する企業全体の労働者数」の要件を満たす事業主です。

業 種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する企業全体の労働者数
一般産業（下記以外）	3億円以下の法人	300人以下
卸 売 業	1億円以下の法人	100人以下
サービス業	5,000万円以下の法人	100人以下
小 売 業	5,000万円以下の法人	50人以下

※2 賃金引上計画：事業場内で最も低い時間給又は時間換算額で800円未満の賃金を40円以上引き上げる計画

※3 業務改善計画：賃金制度の整備、就業規則の作成・改正、労働能率の増進に資する設備・機器の導入、研修等についての計画

2 お問い合わせ先は

島根県最低賃金総合相談支援センター

〒690-0886

松江市母衣町55-4

島根県経営者協会内

☎080（6262）2301

又は、島根労働局労働基準部賃金室

〒690-0841

松江市向島町134-10

☎0852-31-1158

へお願いします。

業務改善助成金については、厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki jun/zi gyonushi/shienjigyau/03.html）でも紹介していますので、こちらをご参照ください。

3 申請先は島根労働局労働基準部賃金室です。

[平成26年度用の業務改善助成金のリーフレットは、現在作成中であり、今回お配りしたものは別のものになります。]